

◆ 統一教会側に賠償命令
世界基督教統一神靈協会（統一教会）に違法な勧誘で入信させられ、高額の物品購入や献金を強要されたなどとして、北海道内を中心とする元信者ら63人が、同協会を相手取り、約6億6500万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が29日、札幌地裁であった。橋詰均裁判長は「信者が組織的に行つ

た伝道・教化活動は、民事上違法な行為」として、教会側に約2億7800万円の支払いを命じた。

